

福祉・介護職員処遇改善加算に関してよくある質問

1. 賃金改善について

(1) 賃金改善額に関する注意点

- ・ **加算の算定額を上回る額の賃金の改善**を実施する必要があります。よって、障害福祉サービス事業者等においては、加算算定額に法人（事業所）としての上乗せを行う必要があります。
- ・ なお、賃金改善額には、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができます（賃金改善額に応じた事業主負担の増加分であり、当該職員の法定福利費全額ではありません。また、本人負担分は含まれません）。
- ・ 一方、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たすための取組に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれません。

(2) 対象となる職種

- ・ 賃金改善の対象となる職種は **直接処遇職員に限られます**。よって、法人代表者、管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者は加算の対象外です（下記職種を兼務する場合であって、常勤換算上勤務時間の算入が認められる場合を除く）。

<対象職種（例）>

ホームヘルパー（サービス提供責任者を含む）、生活支援員、職業指導員、就労支援員、目標工賃達成指導員、訪問支援員、地域移行支援員、世話人、介護職員、児童指導員、指導員、保育士

(3) 賃金の種別

- ・ 賃金改善については、基本給（ベースアップ、定期昇給など）、手当（退職手当を除く）、賞与等のうちから対象となる賃金項目を特定した上で行う必要があります。
- ・ なお、加算の趣旨は職員の賃金を向上させることであり、費用弁償的に支払うもの（出張旅費、資格取得費など）、恩給的に支払うもの（資格取得祝金、結婚祝金など）、直接賃金を改善しないもの（介護補助器具等の購入経費、親睦会費など）は賃金改善に該当しません。

(4) 加算の見込額の計算方法

障害福祉サービス等報酬総単位数の見込み〔各種加算・減算を行った後〕（平成28年4月～29年3月サービス提供分）×サービス別加算率×1単位の単価

<備考> 加算Ⅰの算定において、「加算Ⅰの上乗せ相当分を用いて計算する場合」（平成26年度以前に“旧加算Ⅰ”を算定していた事業所のみ可能）

障害福祉サービス等報酬総単位数の見込み〔各種加算・減算を行った後〕（平成28年4月～29年3月サービス提供分）×（加算Ⅰに係るサービス別加算率－加算Ⅱに係るサービス別加算率）×1単位の単価

(注) サービス別加算率については、障害福祉課 HP に掲載している「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の 18 ページをご覧ください。

(5) 賃金改善の見込額の計算方法

- ・平成 28 年度に在籍が見込まれる職員について、平成 28 年度に加算による賃金改善を行った後の賃金総額の見込と、「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算」相当分による賃金改善がないと仮定した場合の賃金総額の見込を比較して、その差が賃金改善の見込額となります。

<備考> 加算 I の算定において、「加算 I の上乗せ相当分を用いて計算する場合」(平成 26 年度以前に“旧加算 I”を算定していた事業所のみ可能)

- ・平成 28 年度に在籍が見込まれる職員について、平成 28 年度に加算 I による賃金改善を行った後の賃金総額の見込と、平成 26 年度の旧加算 I による賃金改善を行った後の賃金総額の見込を比較して、その差が賃金改善の見込額となります。

(6) 賃金改善の基準点(加算を取得する直前の時期の賃金基準)について

① 「福祉・介護職員処遇改善計画書 (1) ③④を使用する場合」

- ・事業開始時期や初めて処遇改善加算(助成金含む)を算定した年度により考え方が異なりますので、別添の「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A (Vol.2)」(平成 27 年 4 月 30 日)の問 3、問 4、問 7 を参照してください。

② 「福祉・介護職員処遇改善計画書 (1) ⑤⑥を使用する場合」(注)

- ・平成 26 年度の賃金水準(当時の加算 I 算定額を含んだもの)となる。
(注)平成 26 年度に当時の加算 I を算定していた事業所のみ選択可能

2. キャリアパス要件について

(1) 要件Ⅰの算定に関する注意点

- ・ **①職位、②職責又は職務内容等に応じた③任用要件と④賃金体系**について、就業規則や賃金規程などの明確な **根拠規定を整備し、全ての福祉・介護職員に周知**することが必要です。

- ① 職位 : 主任ヘルパー・中級ヘルパー・初級ヘルパーなど、直接処遇職員に対して、**2階級以上の職位**を定めてください（名称は法人が独自で定める）。なお、管理者、サービス管理責任者といった職種のみはこれに該当しません。
- ② 職責又は職務内容 : ①で定めた職位ごとに職責や職務内容を定めてください。
- ③ 任用要件 : ①で定めた職位の上位職種になるための要件（勤続10年以上、介護福祉士試験に合格、法人が実施する昇任試験に合格など）を定めてください。
- ④ 賃金体系 : ①で定めた職位に応じて給与表を分ける、職位に応じた手当を支給するなど、上位職員を賃金で評価する仕組みを作る必要があります。

(2) 要件Ⅱの算定に関する注意点

- ① 資質向上のための目標
 - ・ 事業所（法人）として、平成28年度どのような目標を立てたかを記載してください。
- ② 研修機会の提供等
 - ・ 事業所（法人）の平成28年度の研修計画を策定し、加算届出時に提出してください。
- ③ 資格取得の支援
 - ・ 資格取得費用の助成、シフトの調整など、支援の具体的な内容を記載してください。

3. 介護保険法における「介護職員処遇改善加算」との按分について

- 介護保険法の訪問介護と障害者総合支援法の居宅介護の両方を行っている事業所で、かつ、職員が両方のサービスを兼務している場合
 - ・ 介護保険の「介護職員処遇改善加算」と障害者総合支援の「福祉・介護職員処遇改善（特別加算）」の両方により賃金改善を行うことは可能ですが、別々に処遇改善計画書を立てたうえで、それぞれの所管課に提出する必要があります。
 - ・ また、**賃金改善額を業務従事割合等により介護と障害の事業分に按分**するなどして改善計画を作成し、改善額が重複しないようにしてください。